別紙資料①　令和12年度統一保険料の推計（令和８年度実施）について①

1　推計の目的

県内全市町村が令和12年度の保険料水準の統一を目指して、それぞれの状況に応じた取組を行うための目安として実施するもの

2　推計の条件①（令和７年度第６回幹事会確認項目）

	推計方法	令和５年度からの推計方法の変更
被保険者数	国立社会保障人口問題研究所が公表している高知県の令和12年年齢別推計人口に、令和７年９月１日時点の年齢別の県内国保加入率を乗じて推計	変更なし （令和７年度幹事会決定）
保険給付費総額 詳細はP10	①一般・②未就学・③70歳以上一般・④70歳以上現役の４区分ごとに推計した令和12年度保険給付費を合計 （令和12年度の保険給付費推計算定式） **令和６年度の一人当たり保険給付費 × 推計伸率 × 診療報酬改定率 × 令和12年度の推計被保険者数** ・推計伸率：令和元年度から６年度までの一人当たり保険給付費の増加割合をベースに、医療費適正化の取組による抑制効果を３％と見込んで設定 ・診療報酬改定率：令和８年度改定率を1.0222、令和10年度及び12年度改定率を1.0000と見込んで設定	変更：２区分→４区分 （令和７年度幹事会決定）
国などからの公費交付額	令和４年度から６年度までの交付実績を基に令和12年度推計被保険者数を用いて推計 ※ 一部の公費は令和６年度の国係数を直接使用 ※ 国・特別調整交付金（結核・精神）は令和５年度～７年度までの交付実績を使用	一部の公費について推計方法を変更 詳細はP３
所得	直近の一人当たり所得を基に令和12年度推計被保険者数を用いて推計 ※ 応能・応益の賦課割合を決定する所得係数βは、令和８年度値を採用	変更なし
世帯数	令和４年度から６年度までの世帯数の推移を考慮した被保険者数と世帯数の比率を基に、令和12年度推計被保険者数を用いて推計	変更なし
後期高齢者支援金 詳細はP11	（令和12年度の後期高齢者支援金推計算定式） 令和12年度推計後期高齢者支援金単価 × 令和12年度の推計被保険者数 － 過年度精算分推計	変更：単価伸率３年平均→２年平均 （令和７年度幹事会決定）
介護納付金 詳細はP12	（令和12年度の介護納付金推計算定式） 令和12年度推計介護納付金単価 × 令和12年度の推計被保険者数 － 過年度精算分推計	変更：単価伸率３年平均→２年平均 （令和７年度幹事会決定）

令和12年度統一保険料の推計（令和８年度実施）について②

３　推計の条件②（令和５年度実施から追加・削除した項目）

		推計方法・計算式
保険者努力支援制度交付金（県・事業費連動分）	追加	令和４年度～６年度の平均交付実績 ÷ 令和４～６年度の平均被保険者数 × 令和12年度の推計被保険者数
保険者努力支援制度交付金（市町村・取組評価分）	追加	令和４年度～６年度の平均交付実績 ÷ 令和４～６年度の平均被保険者数 × 令和12年度の推計被保険者数
国・特別調整交付金（市町村・取組評価分）	追加	令和４年度～６年度の平均交付実績 ÷ 令和４～６年度の平均被保険者数 × 令和12年度の推計被保険者数
出産育児一時金（法定繰入分）	削除	令和８年度からの制度改正により法定繰入制度が廃止
医療費通知費用	追加	令和８年度単価 × 想定通知回数（２回） × 令和12年度の推計被保険者数
ジェネリック通知費用	追加	令和８年度単価 × 令和12年度の推計処理件数 令和12年度の推計処理件数 ＝ 令和８年２～４月の平均処理件数 ÷ 令和８年３月末被保険者数 × 令和12年度の推計被保険者数 × 12月
国・特別調整交付金（ジェネリック通知費用）	追加	上記推計通知費用 － 推計郵送費用（令和７年度郵送単価 × 推計処理件数 × ４％） ※ただし計算額が令和７年度交付金交付上限額を超過する市町村については上限額を採用
結核精神抽出費用	追加	令和８年度国保連単価 × 令和12年度の推計処理件数 令和12年度の推計処理件数 ＝ 令和８年２～４月の平均処理件数 ÷ 令和８年３月末被保険者数 × 令和12年度の推計被保険者数 × 12月 ※ 令和８年度事業を国保連に委託していない団体分についても、国保連契約ベースで推計

令和12年度統一保険料の推計（令和８年度実施）について③

4　推計の条件③（子ども･子育て支援納付金関係）

子ども･子育て支援納付金に関するものについては、過年度の実績等を用いて推計することができないことから、下記のとおり取り扱うこととした。

子ども･子育て支援納付金推計額
＝令和12年度推計子ども･子育て支援納付金単価【Ａ】×令和12年度の推計県内18歳以上被保数【Ｂ】－過年度精算分推計【Ｃ】

【Ａ】令和12年度推計子ども･子育て支援護納付金単価
　令和12年度推計地域保険等保険者支援納付金総額【D】を、全国の令和12年度の18歳以上被保数見込数【Ｅ】で除して算出

【Ｂ】令和12年度の推計県内18歳以上被保数
　市町村ごとの令和12年度推計被保険者数に、市町村ごとの令和６年度の被保数実績（年度平均）に占める令和６年度の18歳以上被保数見込数（令和７年度に市町村に照会）の割合を乗じて算出

【Ｃ】過年度精算分推計はゼロ

【Ｄ】令和12年度推計地域保険等保険者支援納付金総額
　令和８年度事業費納付金算定時に用いた令和８年度地域保険等保険者支援納付金総額（国係数）に、単価の上昇割合（子ども家庭庁が公表している国保加入者一人当たり平均月額200円（令和８年度見込額）→400円（令和10年度見込額））を乗じて算出

【Ｅ】全国の令和12年度の18歳以上被保数見込数
　全国の令和６年度の18歳以上被保数見込数（令和８年度事業費納付金算定時に用いた国係数から算出）に、令和６年度から令和12年度の国内（推計）人口の変化割合を乗じて算出

保険基盤安定繰入金（保険料軽減分･保険者支援分）、子どもに係る公費軽減額
令和８年度事業費納付金算定時に用いた令和８年度の見込額（市町村照会）を基に、令和12年度推計被保険者数を用いて推計

5　推計における留意点

○本推計は令和７年度から12年度までを対象とした長期推計であるため、以下のような不確定要素が生じ得ることに留意が必要
－被保険者数推計に用いた国立社会保障･人口問題研究所の人口推計と実際の人口動向との乖離
－国保加入率の変動、被保険者の所得水準や世帯数の変化
－推計した保険給付費や、国などによる公費交付額の変動
－制度改正や社会変革による枠組みの変更（例：医療保険制度の見直し、高齢者雇用制度の変更）